



平成24年 2月23日

各位

会社名 シコー株式会社
代表者名 代表取締役社長 白木 学
(コード番号 6667 東証マザーズ)
問合せ先 取締役(財務・経理担当) 田中 彰
(TEL : 046-278-3570)

内部統制システムの整備に関する基本方針の改訂のお知らせ

当社は、平成24年2月23日開催の取締役会において、内部統制システムの更なる改善を目的に組織変更を行い、合わせて内部統制システムの整備に関する基本方針を下記のとおり改訂することを決定しましたのでお知らせいたします(変更箇所は下線で示しております)。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

① 取締役会

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」及び「経営理念」、「経営方針」、「企業行動規範」に従い、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。また、取締役会は、社内取締役と社外取締役で構成しており、社外取締役は、監査役が担う企業統治の役割を積極的にサポートし、会社法上の監査役の役割を超える企業統治の役割を担うとともに、経営に関する助言を行うこととしております。

② 取締役

取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他の社内規程に従い、当社の業務を執行します。さらに、常勤取締役を中心に経営管理室を新設し、経営の基本的な重要事項に対する課題解決の方向性を協議します。

③ 代表取締役

代表取締役は、会社を代表して一切の法的行為を行うとともに、取締役会において業務執行状況の報告を行います。

④ 監査役

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。

(2) コンプライアンス

① 取締役及び使用人は「経営理念」、「経営方針」及び「企業行動規範」に則り行動するものとします。

② コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス規程」を制定し、各部署のコンプライアンス責任者の任命、コンプライアンス教育・研修の実施、内部通報制度の整備等コンプライアンス体制の充実に努めます。なお、コンプライアンス委員会の委員長は、取締役会長とします。

(3) 財務報告の信頼性を確保のための体制整備

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令等との適合性を確保します。

(4) 内部監査

内部監査は、内部監査室が行うこととし、「内部監査規程」、「内部監査実施要領」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施します。内部監査室は、取締役会及び監査役に対し、その結果を報告します。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定書類のほか職務遂行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに「情報管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理します。

(2) 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスク、CSR・コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスクその他様々なリスクに対処するため、リスク管理委員会を設置するとともに、各種管理規則、取組基準、投資基準、リスク限度額、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを統括的かつ個別的に管理します。

4. 取締役の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営管理室

取締役会長が組織を統括し、経営の基本問題について慎重な協議を行い、代表取締役及び取締役会の意思決定に資するものとします。

(2) 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するために「職務分掌規程」、「職務権限一覧」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

(1) 子会社管理体制

子会社を統括するために、社長室を主管部署として定め、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理及び経営指導にあたります。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス規程の制定、コンプライアンス責任者の設置、内部通報制度の整備等コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンスの徹底に努めます。

(3) 内部監査

子会社の業務活動全般についても、内部監査の対象とします。内部監査の実施は、内部監査室が行い、グループ内各社の監査役及び内部監査組織との密接な連携を保ち、グループとしての監査の質的向上に努めます。

(4) 反社会的勢力への対応

当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助する専任の使用人の設置

監査役が必要であると認めたときは、監査役の職務を補助する専任の使用人を置くものとします。

(2) 監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限及び人事権

監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属するものとし、取締役、使用人は監査役の職務を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しないものとします。また、監査役を補助する使用人の人事考課は、監査役会で定めた監査役が行うものとし、その人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役会の同意を必要とするものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。

(2) 取締役会の報告義務

① 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査役に報告するものとします。

② 取締役は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、次に掲げる事項をその都度報告します。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼす決定等の内容
- ・業績及び業績の見通しの発表の内容
- ・内部監査の内容と結果及び指摘事項の対策
- ・行政処分の内容
- ・その他監査役が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令または定款違反事実がある場合には、直接報告することができます。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室と監査役の連携

監査役は、内部監査室との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘事項について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図ります。

(2) 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができます。

以 上